

近世後期における隠居大名と公武婚姻 —徳島藩蜂須賀重喜を事例として—

許文英

はじめに

本稿は、近世後期における大名家の前藩主が行つた公家との婚姻について考察を試みるものである。江戸時代になると、大名家と公家の婚姻が次第に増加していくことは、これまで多くの研究によつて明らかにされてきた。

久保貴子氏は、岡山藩主池田光政の娘輝子と一条教輔の婚姻を取り上げ、将軍養女という肩書は、池田家にとつては政治的地位の向上、一条家にとつては、不祥事による危機回避、幕府と池田家による多大な経済支援という大きなメリットがあると指摘している。⁽¹⁾

松澤克行氏は、小倉（後熊本藩）藩主細川忠興の娘万と烏丸光賢、松代藩主真田信行の孫娘長と千種有維の婚姻について検討し、結婚の際に武家女性が持ち込んだ財産について、それが公家にとつて

では経済的バックアップとなつたと指摘した。⁽²⁾

千葉拓真氏は、近世後期における加賀藩主前田家と二条家・鷹司家との縁組に注目し、前田家が摂関家との縁組を選択するに際して、従来の研究史で唱えられてきた家格や血筋以外に、藩の状況や朝幕関係なども考慮されたと指摘している。⁽³⁾

以上述べてきた諸研究以外、細川重賢と久我通兄の娘由婦との婚姻の経緯を明らかにした平井誠二氏、婚姻関係を契機として大名家による公家への経済的支援を検討した清水善仁氏（鍋島家—久世家）、田中暁龍氏（鍋島家—中院家）等の研究もあげられるが、大名家や公家が置かれた状況は、家や時代によつてかなり多様なものでありえたのではないかと推測され、様々に事情を異にしている藩や公家のケースについて、具体的な事例研究を積み重ねていく必要があるだろう。

また、今までの大名家と公家の婚姻研究は、藩主が中心となつて進められたケースについての検討がほとんどであり、前藩主が公家との縁組に果たした役割を検討したものは少ない。前藩主が行つた公家との婚姻を検討することは、隠居した大名の政治権力、さらに言えば、藩の権力構造を解明する上で有効であり、また江戸時代における公武婚姻の特徴を明らかにする上でも重要である。以上のことを見頭に置き、本稿では、大名が隠居した後の権力構造を明らかにした上で、それを背景にした公家との縁組の特徴を述べ、前藩主が行つた公武婚姻の意義を考える。事例としては、徳島藩（二十五万六九〇〇石余）一〇代藩主蜂須賀重喜を取り上げる。

一、蜂須賀重喜の隠居形態

1 蜂須賀重喜の隠居

蜂須賀重喜の隠居形態を検討する前に、まず彼の隠居経緯について述べておきたい。

重喜は、元文三年（一七三八）に秋田佐竹家の分家（佐竹壹岐守家、秋田新田藩二万石）の当主佐竹義道の第四子として生まれる。宝暦四年（一七五四）に病弱であつた徳島藩九代藩主至央の末期養子となり、翌五年に阿波入部を果たしている。⁽⁷⁾ 困窮した藩財政と領内及び家中風儀の乱れに直面して、重喜は

宝暦一年から本格的に改革を始めた。改革の内容は、儉約令の実施による次第に乱れてきた家中風儀の引き締め、財政危機に対応する藍玉仕法、国産奨励など一連の経済政策、従来の家禄に準じる任官制度に変わり、「役席役高」制の設定など、政策は多岐に亘る。⁽⁸⁾ しかしながら、改革の途中だった明和六年（一七六九）一〇月に、執政は宜しからぬという理由で、重喜が幕府に隠居を命じられ、わずか三歳で藩主の座を嫡子の治昭に譲つた。⁽⁹⁾ その後、治昭の嘆願により、病氣とのことで重喜は国許での療養が幕府に許され、安永二年（一七七三）四月に徳島に戻った。

しかし、天明八年（一七八八）五月になると、重喜の徳島での去就に悶える事件が再び起つた。つまり、寛政改革が始まると、老中松平定信が頻繁に隠密を諸藩に派遣し、大名への監視に当たらせ、「箸ノコケ申候事迄茂公邊江者相聞江」⁽¹⁰⁾ るという状況の中で、徳島藩に派遣された隠密達は、重喜に関する「風聞」⁽¹¹⁾ を耳にし（「風聞」の内容は後述する）、当時江戸にいる定信に報告した。その報告を聞いた定信は公用人水野清左衛門を遣わして、徳島藩江戸藩邸の役人を定信邸に呼び出し尋問した。その際、清左衛門が聞いたのは、重喜が住んでいる大谷屋敷と彼付の役人達のことであつた。

この尋問事件の詳しい経緯は別稿を用意しているが、結論だけを言えば、事件が起つた当初、幕府が重喜を江戸につれ幽閉する説も流れていたが、藩主治昭をはじめ、家老達が定信に重喜へ

の注意を怠つたことを謝罪し、重喜の役人達を厳しく処罰するなどを決めた。そして、治昭は今後の藩政の取り締まり方についても定信の指示を仰いだ。このような徳島藩の対応に対し、定信は「御安心御満足之御様子ニ御座候」⁽¹⁵⁾ ということで、徳島藩には影響が及ばずに済んだ。

結局、重喜は贅沢などを咎められ、天明八（一七八八）年八月に五千坪もある大谷屋敷を引き払い、藩内にある富田屋敷⁽¹⁶⁾に移り住み、享和元年（一八〇一）年一〇月に六四年の生涯を終えることになるのである。

2 蜂須賀重喜の隠居形態

重喜の隠居後の役所や臣団の構成などについては、史料的な制約により、現段階では定かではないため、本稿は主に隠居と表方の関係に注目し、検討を進めていきたい。なお、本稿では重喜が隠居した後の地位を、蜂須賀家の史料上の表現に従つて「隠居」⁽¹⁷⁾と表す。

① 隠居と表政治の関係

重喜の嫡子治昭は、藩主に就任した時、わずか一三歳であった。治昭がまだ幼少のため、幕府が徳島藩の家老達に「以來家法取乱不申様家老共申合、万端入念可申付候」⁽¹⁸⁾と命じた。この幕命が、改革では大きな打撃を受けた門闥家老の復権をもたらした。その中心は、仕置家老職に就任した長谷川近江であった。近江の仕置

は治昭が直仕置を始める寛政元年（一七八九）まで続いていた。⁽²⁰⁾

このような政治状況下に置かれた重喜は、表方とどのような関係にあったのであろう。それについては、仕置家老長谷川近江が（天明八年）七月二二日付で国許家老稻田九郎兵衛、賀嶋出雲、池田忠蔵、賀嶋長門、池田肅翁（池田忠蔵の後見役）宛てた書状から、垣間見ることができる。⁽²¹⁾

（史料二）

重而大_{〔蜂須賀重喜〕}谷御役人、御本城ヲ余所ニ存候氣味、少ニ而も無之様不被仰付候而者、忽チ公儀御意味ニも相振レ、御国内も相治リ不申存候、何分以後太_{〔蜂須賀治昭〕}守様思召之儀御表評議相決候事者、何方江も御氣兼無之御取行、又者御發願有之様ニ不相成候而者、甚御為不成存候、越中守様御直ニ被仰聞候御意味も、專右之所第一と存候、（後略）

（以下、史料の（）・傍線部は筆者が付した）

すなわち、重喜付の役人達が本城（徳島城）を余所だと思つていることを禁じ、表評議を通した藩主の発令がどこでも気兼ねなく実施されなければならないという近江の意見は、当時重喜の隠居所が表方の統治外にあり、表方の命令が隠居のところでは効力を持つていなことを示唆している。ここから、隠居後の重喜が一個の独立した権力体制を構えていることがわかる。そして、近江は最後に自分が言つていることは老中松平定信が言つたことでもあると主張したように、定信の権威を借りることは、却つて

隠居権力の独自性の強固さを裏付けたのではなかろう。

しかし、重喜の隠居機構が独自性を保持し続けたのは、先述した天明八年の尋問事件が起るまでであった。近江が国許家老達に宛てた（天明八年）八月付の書簡では、「御屋敷辻も富田御屋敷江被為入、御附人御取替小人數ニ被仰付、御表方ら諸事御取賄有之」と言い、このように、重喜の新しい屋敷における処務全般は表方が取り持つようになることが推測されよう。

蜂須賀家における藩主の隠居形態については、すでに三宅正浩氏が家祖家政（蓬庵）を取り上げ、検討を行い、家政の「隠居政治」について、家政が「隠居しながらも独自の権限で自らの家臣を任用していた」とことなどを指摘した。²²⁾これまでの検討と合わせて考えれば、徳島藩においては、近世後期でも、隠居の政治権力が藩（藩主）権力から独立していることが言えよう。しかし、天明八年の尋問事件の後、重喜の新屋敷における諸事は表方が取り持つように決められたことは、近世後期において、藩権力は隠居の政治機構を統括できる力を有していることを物語っている。

つまり、近世前期においては、藩政の統一権力がまだ確立していないため、隠居機構を統括できる力を有するどころか、むしろ隠居の力を借りて、藩統一権力の確立が目指されていたが、²³⁾近世後期になると、藩統一権力が強固なものとなり、ついに隠居機構まで統括できるようになつたというのである。

② 隠居の権力行使

明和六年（一七六九）の際に、「前々之家法之通可相守候」²⁴⁾と幕府に命じられた徳島藩では、改革が中止となり、重喜の表政治への干渉は切断されたように見えるが、実態は如何なものであろう。

重喜は多くの妾を抱え、男子一六人も生まれた。早世した六人を除き、子ども達の配置を弘化三年（一八四六）に編まれた「系譜」²⁵⁾によつて作成したのが表一である。それを見れば、結果としては男子九人はいずれも藩主治昭の家臣となつたようである。しかし、喜儀、允功、允迪三人が当初家臣ではなく、家門に取り立てられる予定であつたことは、「阿淡年表秘録」²⁶⁾から窺える。その内容とは、以下のようである。

（史料二）

（天明六年）四月晦日

蜂須賀 利 之 助

御家門御備現米千石被進旨被仰出

同晦日

主計殿 （元功
岩次郎殿） 健 殿御家門御備被仰出、現米千石充被進、

但岩次郎殿大和と御改名大公御一字御刀被下

つまり、天明六年（一七八六）に重喜の息子である利之助、主計、岩次郎、健四人が「御家門御備」に命じられ、米千石宛が宛行われたという。しかし、寛政元年（一七八九）年四月になると、利之助と岩次郎は家老格に降格させられた。²⁷⁾

藩主治昭は寛政二年富田屋敷で父重喜と対面した後、その際の

心情を記したものを見られぬよう、同年の五月二七日に仕

置家老加島長門に預けた。その内容は、主に治昭は自身が重喜の意思に従えない理由とそれに対する詫びを申し上げたものである。中には、「利之助駿河事御免被仰付候ニついても其縁ニつき候」⁽²⁸⁾ という文言がある。書状の内容から「其縁」とは天明八年の尋問事件のことだとわかる。この治昭の話と両者の前後関係から、利之助達を家門に据えさせたのは重喜であると考えるのが妥当であろう。

隠居の際、表政治への干渉が幕府に禁じられた以上、重喜が自分の息子達を家門に取り立てるることは当然ながら、幕府からの追及を招き、その取り下げも余儀なくさせられた。

蜂須賀家では、子息を家門に取り立てる事例は、重喜が最初で最後であった。この家門創設一件に関しては、「重喜様御代御家門御備一巻」⁽²⁹⁾ と表題される一冊の史料が残されており、そこから重喜がすでに藩主の時代から自分の息子達を当主とする家門の創設を計画している様子が窺える。徳島藩における「御家門」の格式とは、「御一字并高何千石被下置大名格御備」⁽³⁰⁾ というものである。

表二は家門付家臣の内訳をまとめたものである。

息子の治昭が蜂須賀家を継いだとはいえ、治昭の嫡子斉昌（一二代藩主）が生まれたのは寛政七年（一七九五）、治昭が三八歳の時であり、かなり遅めの出生であった。その後も生年不詳ながら男子一人しか生まれなかつた。このように、頻繁に他家から養子を迎える藩主とする蜂須賀家において、重喜に繋ぐ血筋の継承はか

なり搖るぎやすいものであると言えよう。

大名家相続を巡る分家と一門について検討した大森映子氏によれば、「家老と一門の間には、後継問題でも大きな格差があった。幕末期の平戸藩の事例をあげると、実子のいなかつた当主松浦曜は、甥の詮を養嗣子とするに先立ち、家老として位置づけられた詮の父権之助をまず一門に『引き直し』する手続きをとっている」という。⁽³¹⁾

佐竹の分家、二万石しかなかつた小藩から二五万石の蜂須賀家に入った重喜が、改革の際ににおける門閥家老達の強い反発を見てわかるように、重喜の地位はかなり脆弱なものであつた。蜂須賀家における自分の血筋の継承を強固なものにしようとする重喜は、次期藩主となる子どもがまだ誕生していない空白を埋めるため、松浦家の事例でも示唆しているように、相続上に最も優位な立場にある家門の創設に乗り出したのではないかと考えられる。藩主在任中にやり遂げられなかつた家門創設を、重喜は隠居した後も引き続き成し遂げようとした。

③ 隠居の経済基盤

蜂須賀家の一年間の諸支出を記した「天明八申年二月上々様御極銀並諸手嶋御入目大綱都帳」⁽³²⁾ の中から、隠居に関わる記録を拾い上げてみると、以下のようになる。

（史料二）

一、同（銀）六百九拾貫目程

大谷御屋敷御極金壹万両并御普請金千五百両之代共

一、銀々札七拾六貫五百目程

大谷御屋敷御部屋方御造作、女中五菜代、御召古料別段

銀、其外品々被下物代、御手廻り者御仕着料、御掃除之

者御支配代、其外品々代、諸役所筆墨代共、

この史料から、天明八年（一七八八）では、表方から重喜の屋敷に金一万両が支給された上、屋敷の普請代、下賜品、女中・周りの者・掃除の者に支給される給金や屋敷内の諸役所の筆墨代など、隠居屋敷の諸入用は表方財政によつて賄われていることがわかる。この年、大谷屋敷に使われた金は、蜂須賀家の支出総額（四二三二貫目程）の一割近く占めており、重喜の隠居分からの支出は見当たらなかつた。

隠居の財政収入としては、上述した表方から支給される「極金」

以外に、天明八年の尋問事件の際に大谷屋敷内の「御圃米御指出被成候」³³と決められたことから、隠居領なども考えられるが、現段階では、その実態は明らかではない。

④ 隠居の財政運営

天明八年には、重喜が徳島藩にいるにもかかわらず、彼に関する噂が遙かな江戸まで流されており、噂の大半は重喜の財政に關わるものであつた。³⁴

（史料四）

一、市郷等江之御借付銀、きびしく御取立被 仰付候由、

一、京都出火ニ付、兼而鴻池江御預金被遊候御金、早速御取
上被遊候由、御隠居様ニ者、御金沢山御取持被遊候由、

一、於大坂表、材木沢山御調上ヶ被 仰付候由、

（後略）

つまり、重喜が徳島藩内では高利子の貸付を行つてゐること、大坂の両替商鴻池家に預けた金を、京都大火の後直に回収し、重喜が多額な金を所有してゐることと、重喜が大量な材木を大坂で調達するように命じたことは、江戸まで知られてゐるようである。噂に留まる以上、その真実はなお検討する余地が残されるが、中では、重喜が行つてゐる高利子貸付については、仕置家老長谷川近江が（天明八年）七月二二日に国許家老稻田達に宛てた書状では、以下のように申し付けたから、ある程度の信憑性があると言えよう。³⁵

（史料五）

是迄御貸付等ニ相成居申候金銀者、御表御役人ニ而御表之御作法を元ニ致シ、下迷惑不成様返上仕ラセ、證文等者御附御

役人江渡置候と申ニ而も、右之通御表之御取扱と相成、（後略）
貸付の回収業務が表役人に接収されたとは言え、依然として証文を重喜付の役人に渡すことから、重喜の財政運営は、表方財政から独立していることが推測される。

隠居屋敷の諸入用が藩の表財政から支給されることは先述したが、この時期に著しい財政困窮に落ちてゐる表財政に対しても、

藩主在任中に財政を立て直そうと努力した重喜は、やはり無視できなかつたようである。⁽³⁶⁾

（史料六）

七月御金配元べ大難治と存候、此許御扶持七月半月江者相懸り可申積りニ、其御地ニ而者被存参込、九之丞江尋候へハ、当月分半数相渡シ候旨、尤其御地る三百石余塙と積更へ出船と相聞候、是が參候へハ、当月分ハ相済旨ニ御座候得ハ、早来月之所^(マニ)節と御指支ニ御座候、大谷^{カムイ}御指下ヶ之三千石之内、片時も七百石計ハ御積下シニいたし度候、江戸御扶持方も指支居申候由、是等江も下シ可然旨、御隠居様御意も御座候得ハ、其御地ニ而悉ク御遣被捨ニ罷成候而ハ、諸々御都合も不可然様ニ存候、（後略）

この史料は、近江が天明八年（一七八八）六月二七日に裁許奉行西尾雄之丞、加嶋隼之助、長坂三郎左衛門三人に宛てた書状から引用したものである。これによれば、七月の金配りはとても困難である上、当月（六月）分の扶持も半数しか渡せない。三百石余の塙の運出によって当月分の扶持が解決できる見込みだが、急速來月の支給には支障が出てくる。この状況の中で、大谷つまり隠居のところから三千石の米が支援され、直にも七百石が江戸に送つてもらい、江戸の扶持の支給にも使うべきという。ここから、躊躇している藩財政に対して、重喜が自分の財政から支援している様子が窺えよう。

二 蜂須賀重喜の子どもと公家の婚姻

表三は、徳島藩の初代藩主蜂須賀至鎮から一三代藩主斉裕に至るまで、藩主と彼らの子ども達の縁組を、前掲した弘化三年（一八四六）の「系譜」に沿つてまとめたものである。

それによれば、蜂須賀家の婚姻関係の特徴は以下のように指摘できる。

一つは、大名家の婚姻では一般的に見られるように、一三代に渡つて、蜂須賀家の縁組相手のほとんどは大名家である。中では、特に譜代大名筆頭井伊家、小笠原家と頻繁に姻戚関係を結んでいた⁽³⁷⁾。そして、大名以外にも、蜂須賀家の家臣とも姻戚関係を結んだ痕跡がある。今一つは、近世前期と後期との明らかな違いとは、七代宗英まで全く公家と姻戚関係を結んだことなく、それ以降は公家と結婚するようになり、特に重喜代の縁組は最も多かつた。蜂須賀家における婚姻関係の特徴については、以上の指摘に止める。これからは本稿の研究対象である重喜に限って、詳しく述べみたい。

1 娘が公家に嫁ぐ場合

「系譜」では、重喜の娘七人の嫁ぎ先が記されている。その中では、三人が公家に嫁いだ⁽³⁸⁾。それぞれの経緯については、以下のようである。⁽³⁹⁾

載姫—鷹司政熙：安永七年（一七七八）七月に縁組の内談が済まされ、天明三年九月五日に蜂須賀家が縁組の願書を提出、天明四年一二月一六日に鷹司家から結納が進められ、天明五年（一七八五）一一月二日に幕府が縁組を許可、同年一二月一三日に載姫が入輿、一八日に婚礼が挙げられた。

寿代姫—醍醐輝久：天明七年七月九日に幕府が縁組を許可、同年九月一日に寿代姫が一条左大臣輝良の猶子として一条邸に入り、三日に入輿した。

綾姫—中院通知：寛政三年（一七九一）七月一二日に幕府が縁組を許可、同年一二月二六日に綾姫が入輿、寛政一〇年一二月二九日に離縁したため淡州に戻った。

2 息子が公家から妻を迎える場合

「系譜」では、藩主以外の男子については、結婚相手が記されていないため、全体像は不明である。但し、「阿淡年表秘録」⁴⁰⁾では、重喜の以下の息子達の結婚が特筆されている。

（史料七）

（天明六年）四月十八日

大公御引取置之鷲尾大納言隆建卿御息女と御婚礼、利之助殿御名駿河と大公ら被進、

（天明六年）十一月六日

飛鳥井前大納言雅重卿御女周君、大公御養女被成、大谷御屋

敷御引取、同七未年主計殿御死去ニ付、京都へ御帰、

すなわち、重喜が引き取った鷲尾隆建の娘が息子の利之助と婚礼を挙げた。息子の主計も重喜の養女となつた飛鳥井雅重の娘と婚礼を挙げる予定だったが、その前に主計が死去したため、周姫が京都に戻つたという。

ところで、子ども達の縁組は、父である重喜とどのような関係があつたのであろう。姻戚関係における重喜の動きについては、一次史料で確認することはできなかつたため、「阿淡年表秘録」に記録されている重喜付の役人達の行動から推測するしかないが、以下の史料を掲げながら、この問題について考えてみたい。⁴¹⁾

（史料八）

猪子（重喜付小姓）山三郎 載姫君御事、鷹司左大臣輔平公御嫡左大将政

熙様へ御縁組御内談被為済候ニ付、御用懸被仰付、

猪子山三郎 載姫君御入輿御用ニ付上京被仰付、

稻田權七郎（重喜付日付） 寿代姫君御婚礼御用ニ付上京被仰付、十一月廿一日帰着、

これによれば、重喜は娘載姫、寿代姫の縁組のため、大谷屋敷の役人達を上京させたといふ。さらに、利之助と主計の縁組の際、重喜が鷲尾家と飛鳥井家の娘を自分の屋敷内に引き取つたことと合わせて考えれば、子ども達の縁組は何れも重喜の指示で進められたものだと推定できる。重喜の隠居が独自の権力体制を構えているからこそ、自由に家臣を京都に派遣し、積極的に公家と縁組

を取り込むことができたのではないか。

そして、八代藩主宗鎮の娘美代姫が三条季晴の嫡男と婚約を交わしたのは、宝暦八年（一七五八）四月一九日であり、重喜が藩主在任中（一七五四～六九年）であることから、美代姫の結婚も重喜によつてなされた可能性が高いと言えよう。

以上の検討をまとめると、重喜が行つた公家との婚姻の特徴は以下のようである。

まず、複数の公家と縁組を結んだことが挙げられる。従来の公武婚姻に関する研究では、大名一代に子ども一人が公家と縁組を結んだ事例の指摘が多く、重喜のように子ども五人も公家と縁組関係にあるのは、珍しいと言えよう。

次に、縁組の相手を見てみると、五摶家の鷹司家、清華家の醍醐家など高貴な家柄が多い。そして、何れも重喜自身によつて展開された新しい関係である。

最後に、息子達の場合を見てみると、重喜はまず公家の娘を自分の養女にしてから、息子達に與入れさせた。その理由については、はつきりわかる史料はないため、断定できないが、自分の養女にすることによつて、家門となつた息子達との繋がりを深めようとしたのかもしれない。

このように、娘を五摶家の鷹司家をはじめ、高貴な公家に嫁がせただけではなく、重喜は、息子を家門備に据えた同じ年に、わざわざ公家の娘を引き取つて息子に嫁がせた。蜂須賀家における

自身の権威、そして、自分の血筋を受け継いだ家門の権威も高めようとする重喜の思惑が読み取れよう。

これらの縁組のきっかけについて、中院家の場合は、蜂須賀吉武（五代藩主綱矩の嫡子）が和歌の添削を中院家に依頼した史料が残されており、⁽⁴²⁾このような和歌を通じた交際の存在が、後に重喜の娘綾姫が中院家に嫁ぎ、両家を婚姻という形で結びつけることになったのではないかと思われる。飛鳥井家の場合も、重喜が飛鳥井家に蹴鞠入門したことがきっかけだと考えられる。⁽⁴³⁾

しかし、尤も不思議なのは、五摶家の鷹司家が何故失政の責任で幕府に隠居を命じられた重喜の娘を迎えたのか。縁組の際ににおける両家のやり取りを記す史料は、現段階では見つからなかつたが、婚礼が挙げられた後の両家の交際については、経済的な援助に関する記録が多く残されている。これらの記録から、蜂須賀家の鷹司家に対する援助は、二つの形態があるのではないかと推測する。

① 臨時的支援 普請の際

（史料九）

然ハ、去年寢殿御造作為御助勢銀子百貫目被進、則右御手当を以御造立迁幸御用御拝賀等迄も被為整候御事ニ御座候、尤右百貫目之都合追々四五ヶ年ニ可被進旨、被仰進候ニ付、其御心得を以御取斗被 仰付候、（後略）

この史料は、寛政三年（一七九二）一〇月一一日付で徳島藩役人が鷹司家の諸大夫に差し出した書状から引用したものである。⁽⁴⁴⁾

鷹司家の寝殿普請の際、蜂須賀家が「助勢銀子」百貫目を鷹司家に進上することが決められているが、蜂須賀家も財政難に苦しんでいるためなのか、それは一括ではなく、四、五年に分けて進上することになつてることがわかる。この際の鷹司家の寝殿造作の様子は明らかではないが、恐らく天明八年の京都大火では鷹司家も火災に見舞われたため、焼失した建物の修復だと考えられる。

（史料一〇）

（鷹司政熙）

鷹司内府様御義、去ル廿八日左大臣宣下被為有、則右同日御拝賀御座候旨、依之兼而御約諾之通御助勢金百両、何卒被進候様御頼被成候旨、（鷹司家の諸大夫）大原大進ヲ以被仰進候趣西尾源右

（衛門右申來候ニ付、（後略）

普請だけではなく、鷹司政熙が左大臣に昇進した際にも、兼ねて約束されていた金百両の支払いが鷹司家から催促されたことは、寛政三年一二月一一日に藩の役人達の間で交わされた書状から窺える。⁽⁴⁵⁾

② 恒常的献金

蜂須賀家から鷹司家に恒常的に送金していると考えられるのは、天明八年（一七八八）、鷹司家に「金壱ヶ年分五百両」を、醍醐家に「金壱ヶ年三百両」という二つの記録が、前掲した「天明八申

年二月上々様御極銀并諸手崎御入目大綱都帳」に残されているためである。「壱ヶ年分」という表現から、その前後にもこのような送金は続けられていることが推測されよう。しかし、蜂須賀家から两家への恒常的な送金は、前述した天明八年の京都大火の後の再建費用に当るものかどうか、及びその持続年数などについては、定かではない。

このように、蜂須賀家からの経済的援助を期待できるため、鷹司家、醍醐家が失政の責任で隠居を命じられた重喜の娘を迎えたのではないかと考えられる。

（史料一一）

（御隠居様ニ者、御金沢山御取持被遊候）⁽⁴⁶⁾

されているほど経済力の強い重喜は、早期から財政難に悩まされている鷹司家にとつては、願つてもない縁組相手かもしけれない。重喜の娘綾姫は中院家に嫁いだ後、鷹司家に挨拶を伺う際に持参する御土産の用意を徳島藩に申し込んだ。どうしたらいいかわからぬ京都留守居西尾源右衛門は、醍醐家に嫁いだ寿代姫の例を調べた。次の史料は、源右衛門は寛政四年（一七九二）三月二四に調べた結果を国許役人に報告した時のものである。⁽⁴⁸⁾

（史料一一）

寿代君様御時節之義内々承縉候所、右被進物者、老女端山義、
大谷御屋敷ニ而御書付之通之御品々請取帰候旨ニ御座候、左
候得ハ、御隠居様思召を以被進候義と相見候間、御表御役人
手元ニ而者相分り兼可申と奉存候、（後略）

つまり、寿代姫の際、鷹司家への進物は重喜が内密に用意したものであり、表役人は詳しいことがわからないという。そして、

時間を遡るが、同年三月九日に源右衛門が国許役人に宛てた書状によれば、その時、重喜が用意したものは以下の通りである。⁽⁴⁹⁾

（史料一二）

別紙

前関白様江

（鷹司輔平）

八丈三反

右府様江

（鷹司政通）

同反

載君様江

籠甲かんざし二本

同御子様方江

御手遊び

前関白様君様方江

銀かんざし 御手遊び

長祥院様江

嶋ちりめん

財力に富む重喜だからこそ、用意できた豪華な御土産だと言えよう。しかし、天明八年の後、重喜の新屋敷における諸品の調達は表方の判断に任せると決められたため、綾姫が持参する御土産は誰が用意するかは問題となつた。

徳島藩の役人達が公家との付き合いに呆れてしまつたとは言え、重喜の婚姻政策は、その後の徳島藩に大きな影響を及ぼしていることは、一二代斉昌・二三代斉裕が統いて鷹司家から正室をもらつた（斉昌の場合は繼室）ことからもわかる。

また、幕末の内憂外患の渦中で、斉裕は、一代將軍徳川家斉の子息という血筋から、幕政の参議を命じられた。しかし、アメリカが通商を迫ってきた時、それに反対する斉裕は、幕府の優柔不断を強く批判し、自分の意見を幕府が聞き入れてくれなかつたことに憤慨し、安政五年（一八五八）一月に、変わって当時朝廷において大きな発言権を持つている義父鷹司政通を通して、天皇に「粉骨碎身」しても朝廷を守護することを誓つた。⁽⁵³⁾

3 徳島藩への影響

ところで、重喜によって作られた複数の公家との縁戚関係に対して、徳島藩の表役人達が如何なる思いを抱いていたのであろう。それについては、寛政三年（一七九一）になると、鷹司家のよう

人がついに、「不絶堂上方御頼事之御懸合其余色々之事申參扱々迷惑仕候」と呆れてしまつた。

また、同じ年に中院家から勧められた通路に對しては、「御統合多御取遣御座候而ハ、御先方ニ何と格別之御儀と申す節、御頼筋等も難斗」と恐れている徳島藩は、結局中院家の勧めに応じなかつた。

このように、重喜によつて多数に作られた公家との縁戚関係は、天明八年の借金高六〇万両以上の徳島藩にとつては、却つて大きな負担となつてゐる。

以上、蜂須賀重喜の隠居形態を分析した上で、彼が行つた公家に度重なる公家からの金銭援助などの要求に対し、鷹司家のよう

との婚姻について検討してきた。重喜の隠居は門閥家老の復権をもたらしたと言われているが、実際には天明八年の尋問事件が起るまで、門閥家老をはじめとする表方の統治能力は隠居のところでは発揮できない状態が続いていた。

それだけではなく、重喜が息子を「御家門御備」に据えたように、彼は一定の（表）政治領域において大きな権力を保持していた。この家門の創設は、藩主の時代には門閥家老から激しい反発を受けていた重喜が、蜂須賀家における自分の血筋の継承を搖らぎないものにするための方策であった。

また、財政面では、年に金一万両（天明八年の場合）の外、隠居屋敷の諸入用が表方から支給されていたが、隠居が独自な財政運営を行っていた。そして、江戸では「風聞」となっているほど重喜の金融活動は活発なものであった。

このような隠居形態を背景にして、重喜が精力を注いだのは、公家との縁組であった。重喜が娘を五摂家の鷹司家に嫁がせたように、高貴な公家との縁戚関係を構築することによって、小さい藩の四男の出身という負い目を払拭し、蜂須賀家における自身の権威を高めようとした。さらに、重喜が公家の娘を家門備に据えた息子に迎えらせ、家門の地位の向上にも努めていた。

しかしながら、縁組から始まつた公家との付き合いは、財政困窮の徳島藩にとって大きな負担となつていて、徳島藩の役人達が呆れてしまつたほど、金銭の要求を含めた公家からの願い事が多

いためであった。

ところで、隠居した重喜が頻繁に公家と縁組を結ぶことに對して、幕府がどのように見ていたのであろう。朝廷権威が浮上しつつある社会背景には、⁽⁵⁴⁾重喜のような大名家と公家の婚姻が急増したことがあることは、本稿によつて明らかにされた。このように急増した公武婚姻は、大名と朝廷の関係、引いて言えば、幕藩関係に如何なる影響を与えたのかを解明することは、重要な課題であろう。しかし、それは本稿の範囲を超える問題であり、今後の課題としたい。そして、今回の検討は蜂須賀家の史料によるところが多く、今後は公家側の史料も合わせて検討する必要があると考える。

(1) 久保貴子「江戸時代における公武婚姻－池田輝子を事例として－」（『岡山地方史研究』六八号、一九九二年）。

(2) 松澤克行「公武の交流と上昇願望」（『江戸』の人と身分
3 権威と上昇願望）吉川弘文館、二〇一〇年）。

(3) 千葉拓真「近世後期の加賀藩前田家と摂家－一条家・鷹司家との縁組を中心にして」（『近世の天皇・朝廷研究大会成果報告集3』、二〇一〇年）。

(4) 平井誠二「江戸時代における久我家と細川家の婚姻」（『研究所報』一六一号、一九九一年）。

(5) 清水善仁「江戸時代の縁家について：武家から公家への助

力金を中心にして』（『中央史学』二八号、二〇〇五年）。

(6) 田中曉龍「宝暦事件後の公家の動向－中院家の相続問題と佐賀藩鍋島家の助力－」『近世の攝家・武家伝奏日記の蒐集・統合化による史料学的研究』（二〇一四年）。

(7) 「蜂須賀重喜年譜」を参照されたい。

(8) 高橋啓『近世藩領社会の展開』（渓水社、二〇〇〇年）。

(9) 「書附 三通」『阿波国徳島蜂須賀家文書』、史料番号27A_38（以下番号のみ記す）。

(10) 重喜の失脚の真相は必ずしも明らかではない。笠谷和比古氏は改革に反対する者を排除・抹殺し、專制的な改革を断行する重喜の政治姿勢が、家法に基づく政治運営と諫言者の存在を重視する幕府の方針に抵触したためだと捉えているが（主君「押込」の構造）講談社、二〇〇六年、五五頁）、改革政策の一つである「藍玉仕法」は、藍玉の販売が徳島城下に集中させることによって大坂商人には大きな打撃を与え、明らかに大坂における幕府の利益と流通政策と対立するなど、重喜の改革の内容も検討しなければならないと思われる。

(11) 「寛政元申ノ年、中山百助ら集堂勇左衛門へ文通之控、并右ニ依而江戸江文通、又勇左衛門江戸ら文通等控」『阿波国徳島蜂須賀家文書』、史料番号27A_453_2（以下番号のみ記す）。この史料は、主に尋問事件が起つた後、徳島藩江戸藩邸にいる役人達が国許の役人達に、江戸の状況を報告し

た書状の綴りである。中には、延べ六〇通の書状が収められている。ところで、史料の表紙には明らかな年代誤記が見られる。つまり、寛政元年は申年ではなく、酉年であった（天明八年は申年）。この尋問事件に関しては、藩主治昭が寛政二年（一七八九）、「一昨年之御懸、誠ニ以奉恐入可申上様も無之候」（『阿波国徳島蜂須賀家文書』、史料番号38C_112。以下番号のみ記す）と認めていることから、史料の正確な年代は寛政元年ではなく、「一昨年」の天明八年であると判明した。

(12) 徳島藩の記録によれば、都合六人であつた（27A_453_2所収）。

(13) 27A_453_2所収。

(14) 徳島藩勝浦郡大谷村（現在徳島市大谷町紅葉山）。

(15) 27A_453_2所収。

(16) 現在の徳島市万代町一～三丁目にあつた藩邸。

(17) 27A_453_2所収。

(18) 27A_38所収。

(19) 改革では門閥家老五人の内、一人が死罪、二人が免職された（前掲高橋啓『近世藩領社会の展開』）。

(20) 安澤秀一「天明末期徳島藩における『直仕置』体制の発端と財政問題－徳島藩寛政改革の構造分析のために－」（『社会経済史学』三四号、一九六九年）。

(21) 「^(マニ)寛政元申ノ年、長谷川近江用事ニ付、江戸江指越之一件

九頁)。

書通控」「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号27A-45
3-1(以下番号のみ記す)。この史料は尋問事件が起こった

後、徳島から江戸に行つた仕置家老長谷川近江が、江戸の状

況を国許の家老等に伝えた書状の綴りである。中には、延べ
一二三通の書状が收められている。前掲注一と同様な年代誤
記が見られる。前掲注一で検討したように、この史料の正

確な年代は寛政元年ではなく、天明八年である。

(22) 三宅正浩「近世初期大名家隠居政治考」(『歴史評論』七〇
五号、一〇〇九年、九〇頁)。

(23) 前掲三宅正浩「近世初期大名家隠居政治考」、吉村豊雄「初期
大名家における隠居体制と藩主権力」(『文学部論叢』六一
号、一九九八年)などがあげられる。

(24) 27A-38所収。

(25) 「系譜」「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号27A-6-9。

(26) 「阿淡年表秘録」天明六年四月晦日条。「阿淡年表秘録」は、
元文四年(一七二九)成立の「渭水見聞録」や享保十七年(一
七三二)成立の「阿陽忠功伝」などに加えて、「御年寄役所」

に保管されていた「峻徳院殿より徳音院殿」つまり初代至鎮
から四代綱通までの藩主書状や御用状をもとに編纂された徳
島藩の年代記録である(三宅正浩「蜂須賀家文書」草案)の
構成と伝来」『アーカイブズ学研究(3)』、一〇〇五年、四

(27) 「阿淡年表秘録」寛政元年二月一六条。主計は天明七年(一
七八七)、健は寛政元年(一七八九)二月に死去した。

(28) 38C-112所収。

(29) 「重喜様御代御家門御備一巻」「阿波国徳島蜂須賀家文書」、
史料番号27A-599-1(以下番号のみ記す)。

(30) 27A-599-1所収。

(31) 大森映子「大名相続をめぐる分家と一門」(『江戸』の人
と身分3 権威と上昇願望)吉川弘文館、一〇一〇年、四三
頁)

(32) 「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号27A-624。

(33) 27A-453-2所収。

(34) 27A-453-2所収。

(35) 27A-453-1所収。

(36) 27A-453-1所収。

(37) 五代綱矩は例外的である。綱矩は二代藩主忠英の孫に当る
人物であるが、最初に藩主になる予定ではなかつたが、四代
綱通が没した後伯父隆重に擁立され藩主となつた。彼の結婚
は藩主になる前になされたものである(三宅正浩「御家」
の繼承:近世大名蜂須賀家の相続事情)『歴史評論』七五四
号、一〇一三年)。

(38) 残りの四人の娘はそれぞれ大名家に嫁いだが、ここでは、

重喜の子ども達の縁組に関する指摘は相手が公家に止める。
大名家との縁組は今後の課題とする。

(39) 「阿淡年表秘録」。

(40) 天明六年七月一八日条、同一一月六日条。

(41) 安永七年七月条、天明五年十一月十日条、天明七年三月一

三日条。

(42) 「中院前大納言通躬卿と吉武様江之御状一通但御歌御入門之

節と相見シ」「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号27A₁

1。

(43) 「宝暦七丑年二月朔日江府着飛鳥井前大納言殿より掛諸免状」

「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号28G。

(44) 「寛政三亥七月御国許る言上之御控」「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号27A₁315-2（以下番号のみ記す）。

(45) 27A₁315-2所収。

(46) 27A₁453-2所収。

(47) 前掲松澤克行「公武の交流と上昇願望」。

(48) 「寛政四子年御年寄役京都御留守居言上文通等控」「阿波国

徳島蜂須賀家文書」、史料番号27A₁317。

(49) 「寛政四子年御用文通控但御年寄始御役人」「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号27A₁324。

(50) 27A₁315-2所収。

(51) 27A₁315-2所収。

(52) 「天明八申年十二月年中惣御入用高ト諸上納物指引書 十二月廿八日采女ヲ以指上同月晦日同人ヲ以御下被遊候事」「阿

波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号27A₁693。

(53) 「蜂須賀家記」。

(54) 前掲安澤秀一「天明末期徳島藩における『直仕置』体制の発端と財政問題—徳島藩寛政改革の構造分析のために—」。

(55) 藤田覚『松平定信—政治改革に挑んだ老中』（中央公論社、一九九三年）。

表一 蜂須賀家歴代藩主と彼等の子息

代数	藩主	子息	配置	備考
1	至鎮	嫡子忠英	二代藩主	
2	忠英	嫡子光隆	三代藩主	
		隆重	分知蜂須賀飛弾守	
		隆矩	蜂須賀家厄介（一度は家臣）	
		隆喜	蜂須賀家厄介（一度は家臣）	
3	光隆	嫡子綱通	四代藩主	
4	綱通	男子誕生せず		
5	綱矩（実父隆矩）	嫡子吉武	藩主就任以前死去	
		隆寿	分知隆長の養子	
6	宗員（実父綱矩→分知隆長の養子→吉武死去により綱矩の養子）	重矩（隆寿に養育→宗鎮養子）		本家の相続により、領地を本家に返還、分家断絶
7	宗英（実父隆喜、宗員の養子）			松平忠雅の次男宗純が宗英の養子となつたが、藩主就任以前死去
8	宗鎮（実松平頼熙の次男、宗英の養子）	休光	蜂須賀家の厄介（一度は家臣）	重矩が宗鎮の養子となつたが藩主就任以前死去、隆寿の次男重隆も同様
9	至央（実松平頼熙の三男、後宗鎮の養子）	男子誕生せず		
10	重喜（実父佐竹義道）	嫡子治昭	一一代藩主	
		喜翰	厄介	
		喜和	厄介	
		喜儀（駿河）	家臣	
		允功（主計）	家臣	
		允迪（大和）	家臣	
		允澄	家臣（主計家を相続）	

		允穎（健）	早世	
		昭則	家臣	
		昭義	家臣	
		昭栄	家臣	
11	治昭	嫡子齊昌	一二代藩主	
		昭順	蜂須賀家厄介	
12	齊昌	男子誕生せず		一一代將軍家斉の二三男齊裕が一三代藩主

※「系譜」（「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号 27-A-6-9）、『寛政重修諸家譜』より作成。

附録：蜂須賀家分家

代数	当主	子息	備考	
1	隆重（実父忠英）	正上（家を継ぐ前死去）		
2	隆長（実父隆喜）	男子誕生せず		
3	隆寿（実父綱矩）	男子誕生せず		
4	宗員（実父綱矩）		本家の相続により、領地を本家に返還、分家断絶	

※『寛政重修諸家譜』より作成。

表二 御家門付家臣の内訳

家来		禄高（石）	人数 (人)	備考
家老		300 石迄	3	
用人		100~150 石迄	4	
元々		同上	2	
目付		同上	2	
奥付		同上	2	
小性	刀番	3 人扶持 10 石	6	内 3 人物頭、3 人徒頭
	小性	同上	15	
	広間番	同上	15	内 3 人祐筆
	児小性	同上	6	
	膳番	同上	3	
	茶道	同上	3	
	浮人	同上	12	
中小性	代官	3 人扶持 5 石	5	
	蔵奉行	同上	3	
	小札奉行	同上	3	
	小目付作事奉行兼帶	同上	3	
歩行	家老書記	2 人扶持 5 石	3	
	用人書記	同上	6	
	徒目付	同上	3	
	供徒	同上	20	
	奥目付	同上	6	
	浮人	同上	26	
料理人		2 人扶持 5 石	6	
掃除坊主		2 人扶持 3 石	15	
足輕	物頭書記	2 人扶持 3 石	2	
	徒頭書記	同上	2	
	代官手代筆者共	同上	10	
	門番	同上	10	
	奥番人	同上	6	
	押	同上	20	
	浮人	同上	10	

手廻り小人	挟箱	1人扶持 4 石	18	
	草履取	同上	12	
	鎗持	同上	8	
	箸箱	同上	6	
	長柄傘持	同上	6	
	挑灯持	同上	15	
	下男	同上	9	
	浮人	同上	10	
駕之者		1人扶持 6 石	20	
馬取		5 石	16	
人足	合羽籠持	1人扶持 3 石	42	
	小使	同上	12	
	浮人	同上	10	
老女		4人扶持に 11 石宛	3	
小性		2人扶持に 6 石宛	8	
子共		2人扶持に 6 石宛	3	
次		2人扶持に 4 石宛	5	
中居		1人扶持に 4 石宛	3	
半女		1人扶持に 3 石宛	5	
合計		3285 石 4 斗	411	

※「御家門一巻」（「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号 27A-599-2）より作成。

表三 蜂須賀家当主と子ども達の縁組

代数	当主	正室	子ども	縁組先	備考
1	至鎮	徳川家康養女(実小笠原兵部大輔秀政女)	女 ₁	松平宮内少輔忠雄	
			女 ₂	水野出雲守成貞	
			房	前田右近大夫利豊(離縁)	房: 松平加賀守忠光女、阿波守忠光の養妹
2	忠英	小笠原右近将監忠真養女(実小笠原信濃守忠脩女)	清	稻田九郎兵衛植儀	
			幸	丹羽若狭守長継	
3	光隆	小笠原信濃守長次女	千代鶴	井伊掃部頭直興縁約未嫁卒	千代鶴: 実分知飛弾守隆重女、阿波守綱通の養妹
4	綱通	柳原式部大輔政房女	久米	山田織部宗名妻未嫁卒	
5	綱矩	家臣奥津庸廣女 継室家臣安西氏女	吉武	松平右衛門督吉恭養妹	吉武室: 実池田権之助政撫女
			亀	井伊掃部頭直惟	
			佐賀	小笠原遠江守忠貞	
			乙	大久保出羽守忠数室未嫁卒	
			数	安藤対馬守信尹室未嫁卒	
6	宗員	松平越後守宣富女未嫁卒	重矩	小笠原右近将監忠基養女	重矩室: 実小笠原遠江守忠貞女未嫁重矩卒
			保濃	井伊備中守直褪室未嫁卒	
7	宗英	無	友	東園中納言基廣	
			元	阿波守宗鎮	
8	宗鎮	宗英養女(実吉武女)	養代(井伊掃部頭直幸養女)	転法輪大納言(三条)季晴嫡男千代實起	
9	至央	(未婚)	(無嗣)		
10	重喜	立花飛驒守貞淑女	載	鷹司閥白前左大臣政熙	
			寿代	醍醐大納言輝久	
			綾	中院中將通知	後離縁
			寿美	松平丹波守光年	
			理	九鬼和泉守隆国	

			定	松平宮内少輔忠恵	
			成	堀大和守親憲	
11	治昭	井伊掃部頭直幸 女	典	大久保安芸守忠真	
			綱	松平式部大輔定永	
			姞	九鬼勇五郎隆徳	
			以世（実重 喜女）	戸澤大和守正胤	
			光	松平實之助光領	
12	齊昌	井伊掃部頭直中 女 継室鷹司政熙女	量	藤堂祿千代と縁約	量：実蜂須賀中務昭順女
13	齊裕	鷹司閔白政通女			

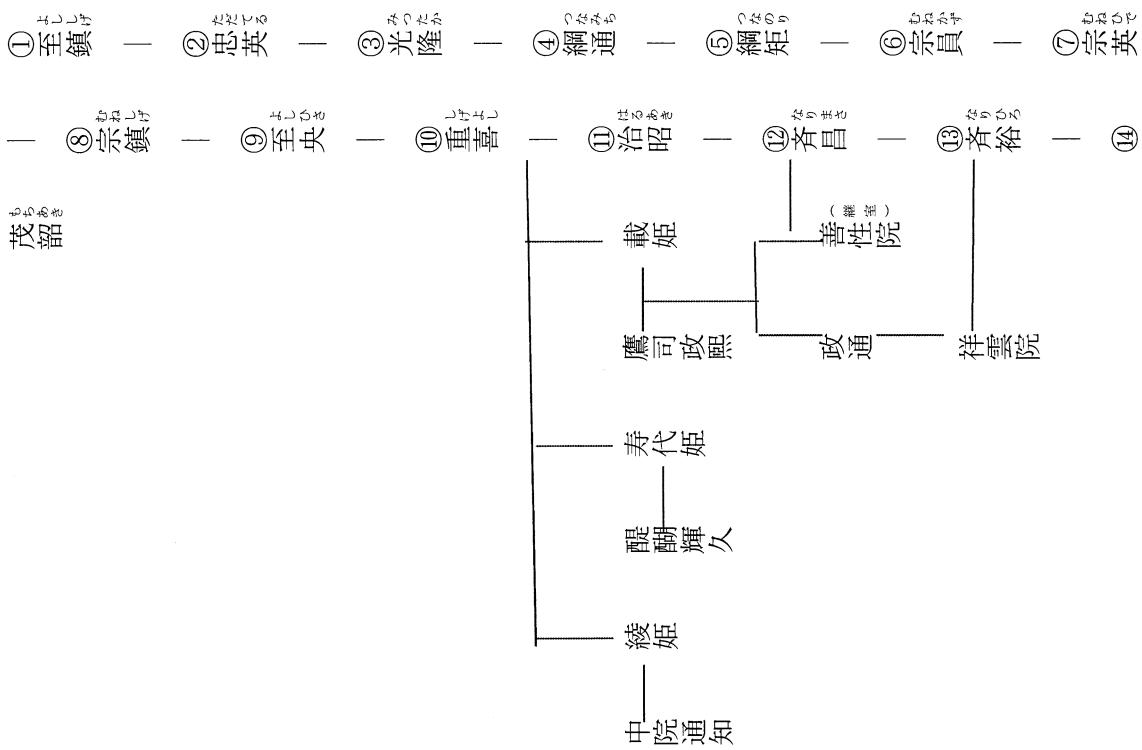
※「系譜」（「阿波国徳島蜂須賀家文書」、史料番号 27A-6-9）より作成（娘の名前が不明な場合は女₁、女₂と表す）。

蜂須賀重吉年譜

和暦		西暦		関連事項	
元文	三	一七三八		一	齡
宝暦	四	一七五四		四男として生まれる。父は秋田新田藩主佐竹亮岐守義道。 母は内藤丹波守政森女。幼名岩五郎。隠居後大炊頭。	
宝暦	五	一七五五	16	13徳島藩九代藩主蜂須賀至央の養子になる。	
宝暦	六	一七五六	17	14蜂須賀家江戸上屋敷鍛冶橋邸に入る。	
宝暦	七	一七五七	18	25家督相続を幕府に許され、名を政胤と改める。	
宝暦十一		一七六一	19	6徳島藩に初入国。	
明和六		一七六九	20	立花右近将監鑑通実妹との縁組が許される。	
明和七		一七七〇	23	24嫡子治昭が生まれる。	
安永二		一七七三	31	「新法」を開始。	
天明八		一七八八	32	10：晦日幕府に隠居を命じられる。家督は嫡男治昭に譲る。	
享和元		一八〇一	35	15蜂須賀家江戸下屋敷小名木沢邸に移る。	
			4	16大炊頭と改める。	
			5	19帰国。大谷屋敷に入る。	
			8	1尋問事件が起ころ。	
			9	9富田屋敷（徳島）に移る。	
			10	20死去。興源寺に葬られる。謹号元公。	

* 「系譜」（「阿波国徳島峰須賀家文書」、史料番号27A-6-9）、「阿淡年表秘録」より作成。

蜂須賀氏略系図



* 「系譜」（「阿波国徳島蜂須賀家文書」史料番号27A-6-9）より作成。

